



**JASDAQ**

平成 27 年 5 月 7 日

各 位

上場会社名 株式会社ユニリタ  
代表者 代表取締役 竹藤 浩樹  
社長執行役員  
(コード:3800、東証ジャスダック市場)  
開示責任者 取締役 秋山 幸廣  
常務執行役員  
(TEL 03-5463-6384)

### 定款一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 27 年 5 月 7 日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を平成 27 年 6 月 18 日開催予定の定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

#### 記

##### 1. 定款変更の目的

- (1) 将来の業務領域拡大の可能性を企図して、現行定款第 2 条（目的）に事業目的を追加するものです。
- (2) 「会社法の一部を改正する法律」（平成 26 年法律第 90 号）が平成 27 年 5 月 1 日に施行され、新たに業務執行取締役等でない取締役および社外監査役でない監査役との間でも責任限定契約を締結することが認められました。これに伴い、それらの取締役および監査役についても、その期待される役割を十分に発揮できるよう、変更案第 31 条（取締役の責任免除）および第 42 条（監査役の責任免除）の一部を変更するものです。

なお、定款第 31 条の変更につきましては、各監査役の同意を得ております。

##### 2. 定款変更の内容

変更の内容は、別紙のとおりです。  
なお、現行定款のうち、変更のない条文は省略しております。

##### 3. 日程

定款変更のための定時株主総会開催日	平成 27 年 6 月 18 日（木曜日）
定款変更の効力発生日	平成 27 年 6 月 18 日（木曜日）

以 上

(別紙)

(下線は変更部分を示します。)

現行定款	変更案
<p style="text-align: center;">第1章 総則</p> <p>第2条 (目的) (1)～(8) (条文記載省略) (新設) (新設)</p> <p>(9) (条文記載省略) (10) (条文記載省略)</p> <p style="text-align: center;">第4章 取締役および取締役会</p> <p>第31条 (取締役の責任免除) 1 (条文記載省略) 2 当社は、会社法第427条第1項の規定により、<u>社外取締役</u>との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任限度額は、法令が規定する額とする。</p> <p style="text-align: center;">第5章 監査役および監査役会</p> <p>第42条 (監査役 of 責任免除) 1 (条文記載省略) 2 当社は、会社法第427条第1項の規定により、<u>社外監査役</u>との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度は、法令が規定する額とする。</p>	<p style="text-align: center;">第1章 総則</p> <p>第2条 (目的) (1)～(8) (現行のとおり) <u>(9) 農業生産に必要な農業生産用ITソフトウェアの開発製造、開発受託、販売</u> <u>(10) 農業の経営、農産物の製造・販売、農作業の受託</u></p> <p>(11) (現行のとおり) (12) (現行のとおり)</p> <p style="text-align: center;">第4章 取締役および取締役会</p> <p>第31条 (取締役の責任免除) 1 (現行のとおり) 2 当社は、会社法第427条第1項の規定により、<u>非業務執行取締役</u>との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任限度額は、法令が規定する額とする。</p> <p style="text-align: center;">第5章 監査役および監査役会</p> <p>第42条 (監査役 of 責任免除) 1 (現行のとおり) 2 当社は、会社法第427条第1項の規定により、<u>監査役</u>との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度は、法令が規定する額とする。</p>

以上